

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（第一号部分休業の承認）」を付し、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第二項中「勤務時間条例第十五条の二の規定による介護時間その他の人事委員会規則で定める休暇（以下「介護時間等」という。）を「生後満一年三月に達しない子を育てる場合に職員が勤務しないことが相当であるとして人事委員会規則で定める休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二の規定による介護時間（以下「育児時間等」という。）」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に、「介護時間等」を「育児時間等」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」を「育児時間」に改める。

第二十七条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十七条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ

当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十七条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月

一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間）

第二十七条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十七条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十八条に見出しとして「（部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合の承認）」を付し、同条第一項中「一週間」を「一日」に、「一部（十八時間四十五分を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「介護時間等」を「育児時間等」に、「第一項」を「第三項の規定による申出（同項第一号に係るものに限る。）に係る第一項の規定による請求に対する同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項の規定による申出（同項第一号に係るものに限る。）に係る第一項の規定による請求に対する同項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三項の規定による申出（同項第二号に係るものに限る。）に係る第一項の規定による請求に対する同項の規定による承認は、人事委員会規則で定めるところにより、職員の子を養育するため必要とされる時間について、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の承認を行うことができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第三項第二号の規定による時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第二十八条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定による請求をしようとする職員は、一年の期間（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における当該請求をするかを任命権者に申し出るものとする。

一 一週間の勤務時間のうち十八時間四十五分を超えない範囲内

二 一年の勤務時間のうち七十七時間三十分を超えない範囲内

4 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更をしなければ当該職員の九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情をいう。）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第三項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による請求をすることができる。

第三十条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第三十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、部分休業をしている職員について育児休業又は育児短時間勤務を承認しようとするときは、育児休業法第十九条第一項の規定による承認を取り消すものとする。

第三十一条第二項第二号中「当該承認に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務若しくは当該承認に係る時間における部分休業を承認し、又は当該承認に係る時間における同項の規定による承認をしよう」を「育児休業又は育児短時間勤務を承認しよう」に改め、同項に次の一号を加える。

三 職員が第三項変更又は第二十八条第四項の規定による変更をしたとき。

第三十一条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「第四項まで」の下に「及び第十五条の三第二項」を加え、同条第四項中「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

第十五条の四を第十五条の五とする。

第十五条の三第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第十五条の四とする。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第三十三条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十三条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支

障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第二十七条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

- 3 職員は、施行日前においても、新育児休業条例第二十八条第一項から第五項までの規定の例により、同条第三項各号のいずれの範囲内で部分休業を承認することができる時間以外の時間について請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第四項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業を承認することができる時間以外の時間について請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第三項の規定による申出及び同条第四項の規定による変更並びに同条第

一項の規定による請求とみなす。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間における新育児休業条例第二十八条第一項の規定による承認の請求をする場合における同条第三項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。